

## 表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県理学療法士会定款施行細則第16条に基づき、本会会員に対する表彰について、円滑かつ明瞭に運営することを目的として定める。

### (会員表彰)

第2条 本会の活動、学術研究、その他社会的に著しく貢献のあったもの及び長年にわたり活動に寄与したものを対象とし、理事会の議決を経て会員表彰する。

### (表彰委員会)

第3条 定款第50条により表彰委員会を設置し、表彰委員会委員長（以下「委員長」という。）及び若干名の委員会委員（以下「委員」という。）により構成される。

- 2 委員長は、本会会員の中から理事会の推薦、承認を得て、会長が任命する。
- 3 委員は、委員長が会員の中から任命する。会員外の有識者を委員として招聘する場合は理事会の承認を必要とする。
- 4 表彰委員会は表彰を検討するための会議を適宜開催するものとする。

### (表彰基準)

第4条 会員表彰の基準は以下の通りとする。

- (1) 功労賞は概ね50歳以上で、15年以上にわたり本会または協会活動に貢献したものの。または社会的に著しく貢献のあったもの、或いはこれに相当するもの。
- 2 本法人設立前の任意団体宮城県理学療法士会での活動、年数等を通算するものとする。

### (推薦)

第5条 表彰委員会は、推薦者を推薦枠内で理事会に推薦する。

- 2 功労賞については推薦枠を設けない。
- 3 推薦にあたっては、現職者に限定することなく選考することとし、経歴、賞罰等を慎重に、かつ詳細に調査するものとする。

### (選考方法)

第6条 理事会は、表彰委員会から推薦された者の中から表彰者を決定する。

- 2 別に定める懲罰規程に抵触し、表彰年度までに10年間を経っていない者は、表彰者としての資格を有しない。

### (表彰式)

第7条 表彰式は原則社員総会に合わせて行うものとする。但し、記念式典等表彰を行う

に相応しいと判断される催事に合わせて表彰式を行うことが出来る。

(表彰の方法)

第8条 会員表彰は、賞状を授与し機関紙に掲載することを原則とする。

2 表彰式での賞状及び副賞の授与は会長または理事が行う。

(定めのない事項)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会により協議し、承認をもって成立する。

附則

1 この規程は、令和8年4月16日より改定施行する。